

就学援助「入学準備金」を入学前に給付します

平成30年(2018年)2月2日(金)

箕面市では、平成30年4月の箕面市立小・中学校入学にあたって、就学援助の対象となる保護者のかたに対し、入学時にかかる費用の一部を「入学準備金」として入学前の平成30年3月に給付します。

就学援助は、子どもを箕面市立小・中学校へ就学させるのに経済的理由で援助が必要なたに、学用品費や給食費など、学校に必要な費用の一部を給付する制度です。これまで入学時のための就学援助費は、入学後の7月に「新入学学用品費」として給付していましたが、入学に必要な学用品にかかる費用を入学前に捻出する必要があり、家庭の負担となっていました。この現状をふまえ、入学前に就学援助費を給付することを検討していたところ、国が「必要な援助が適切な時期に実施されるよう」通達を出したこともあり、今回、入学前の給付を決定したものです。

就学援助の概要

箕面市では、平成30年4月の箕面市立小・中学校入学にあたって、就学援助の対象となる保護者のかたに対し、入学時にかかる費用の一部を「入学準備金」として入学前の平成30年3月に給付します。

就学援助は、子どもを箕面市立小・中学校へ就学させるのに経済的理由で援助が必要なたに、学用品費や給食費など、学校に必要な費用の一部を給付する制度です。これまで、入学時のための就学援助費は、入学後の7月に「新入学学用品費」として給付していました。しかしながら、カバンや体操服など入学に必要な学用品にかかる費用を入学前に捻出する必要があり、家庭の負担となっていました。

この現状をふまえ、入学前に就学援助費を給付することを検討していたところ、国が「必要な援助が適切な時期に実施されるよう」通達を出したこともあり、今回、入学前の給付を決定したものです。

就学援助「入学準備金」の申請方法など

入学準備金は、現在、申請を受け付けています。手続きがお済みでないご家庭は、下記のとおり、学校生活支援課に申請してください。

【申請できるかた】

箕面市内に居住し、4月から箕面市立小・中学校に入学を予定している子どもの保護者で、経済的な理由によって就学させるための援助が必要なた

ただし、(1)平成30年3月末までに箕面市外へ転出されるかた、(2)平成30年4月から箕面市立小・中学校以外へ進学を予定されているかた、(3)生活保護を受給されているかた(生活保護費から給付されます)を除きます。

【給付金額】 新小学校1年生:40,600円 新中学校1年生:47,400円

【申請方法】

- (1)ご案内と提出書類(申請書および請求書)を入手する(もしくは市ホームページからダウンロードする)。
- (2)提出書類※(申請書および請求書)に必要な事項を記入し、学校生活支援課へ提出する。

※平成30年1月2日以降に転入されたかたは、世帯全員の平成28年所得を証明する書類も必要です。

※現在、子どもが箕面市立小学校の6年生で、すでに今年度の就学援助を受けている場合は、学校から別途ご案内のうえ、手続きを進めています。教育委員会へあらためて申請していただく必要はありません。

【申請期限】 平成30年2月15日(木)

平成30年3月末までに箕面市内に転入されるかたで、上記期限までに申請できないかたは、転入時に随時受付しますので、学校生活支援課までご相談ください。

【給付までのスケジュール】

教育委員会において就学援助の適用になるか審査のうえ、3月初旬に結果をお知らせいたします。給付の対象になる場合は、3月上旬に保護者のかたの口座へ入学準備金を振り込みます。

問い合わせ先
箕面市教育委員会事務局
子ども未来創造局学校生活支援課
電話:072-724-6760(直通)